

## 令和5年第2回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和5年2月27日 午前10時00分	
	場 所	大会議室	
開 会 日 時	令和5年2月27日 午前10時00分		
閉 会 日 時	令和5年2月27日 午後12時20分		
出 席 委 員	田 辺 正 保		
	濱 秀 利		
	森 脇 直 美		
	成 澤 幸 恵		
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	滝 川 敦 善	
委 員	委 員	濱 秀 利	
会 議 出 席 者	教 育 長	滝 川 敦 善	
	事務局職員	管理課長	田 崎 清 克
		指導室長	廣 瀬 巧
		学校給食センター所長	小 池 裕 子
		生涯学習課長	川 越 一 寿
		海事記念館長	千 葉 隆 行
		情報館長	川原田 恵
		スポーツ課長	高 橋 俊 彦
		管理課長補佐	車 塚 洋
	その他の者		

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第1号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第2号	教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書について【原案可決】
	議案第3号	厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第4号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第5号	令和4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について【原案可決】
	議案第6号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
	議案第7号	厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第8号	厚岸町海事記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第9号	厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第10号	令和5年度学校給食費の額の決定について【原案可決】

日程	議案番号	付 議 事 件
	議案第11号	令和5年度厚岸町教育行政執行方針の策定について【原案可決】
	議案第12号	令和5年度厚岸町一般会計予算（教育費）の申出について【原案可決】
	議案第13号	厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第14号	厚岸町B & G海洋センター処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第15号	懲戒処分の内申について【原案可決】
7		閉会

## 令和5年第2回厚岸町教育委員会

令和5年2月27日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和5年第2回厚岸町教育委員会を開会  
します。これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであり  
ますが、事務局より追加議案が配布されております。

本日の日程に当議案を追加し、取り進めてよろしいです  
か。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように取り進めさせていただきます。

●教育長 日程第2、「会期の決定」について、委員会の会期を本  
日2月27日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日2月27日の1日間といたします。

また、本日の付議事件、議案第15号については、懲戒処  
分に関する議案のため、会議規則第15条の規定に基づき非  
公開として進めたいと思いますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。  
令和5年1月27日に開会した第1回教育委員会の会議録  
の承認についてであります。会議録署名委員の田辺委員、

私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長

日程第4、「会議録署名委員の指名」についてですが、本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、濱委員を指名いたします。

●教育長

日程第5、報告第1号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長

ただいま上程いただきました、報告第1号「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について」、その提案理由をご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領に基づき、本年度実施した当該調査の結果について公表するため、本案を提出するものであります。

公表の概要について、ご説明いたします。

公表形式は、調査結果をグラフ化したものに、傾向を分析した文書を付記したもので公表いたします。公表手段は、町広報誌により町民に向け公表するとともに、北海道教育委員会が作成する報告書について、町の結果を掲載いたします。

今年度の体力テストの結果について、ご説明いたします。説明資料1ページをご覧ください。

今年度調査は、新型コロナウイルス感染症拡大前のスケジュールで実施されました。調査対象は、小学5年生と中学2年生で、各学校において1学期中に新体力テスト、質問紙調査が実施されました。

資料1ページをご覧ください。各種目の状況について、グラフと表にまとめたものですので、これに沿って、体

力の状況についてご説明いたします。

中段、「種目別T得点」は、男女別にそれぞれの種目ごとのT得点を記載しております。T得点は、全国平均値を50として算出される値で、50が全国平均と同等となり、比較の基準となります。

今年度の特徴として、小学校女子で全国平均を上回る傾向が見られ、体力は改善傾向となっておりますが、そのほかは、体力が低下する傾向が見られます。種目別では、握力は全国平均を上回っておりますが、走力、持久力は課題となっております。

資料2ページ、3ページは、体力合計点の比較と質問紙の資料となります。

小学校では、「体育の授業は楽しい」という回答が上昇傾向にあり、「運動やスポーツをすることが好き」という回答も上昇しております。中学校では男女ともに「体育の授業は楽しい」という回答は減少傾向にあり、女子では、「運動やスポーツをすることが好き」という回答も大きく減少しており、運動離れの傾向が顕著になっていきます。

資料4ページ以降は、児童生徒質問紙と学校質問紙についてまとめたものとなります。児童生徒の回答と比較しやすいよう、学校質問紙は男女ともに同じものを掲載しております。

学校では、体育の時間において、補強運動の実施や子ども同士が話し合ったり、教え合ったりする場面の設定などの授業改善を行っております。このほか、体力向上の動機付けとなる環境整備や休み時間に体を動かす機会を設けるなどの指導面の工夫、歩き登校や規則正しい生活について家庭への働きかけなど、様々な点からの指導を継続して行っているところです。

教育委員会といたしましても、学校での運動機会の確保を目指し、工夫事例や体育の指導資料を提供するなど、

学校への指導に努めてまいります。

以上、大変簡単ではありますが、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についての報告といたします。

●教育長 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。

これから質疑を行います。

●濱委員 学校質問紙の中で、中学校とか100%ですが、内容を見たら、同じ100%でも、黄色の100%と、緑色の100%がある。これをトータルして、緑色と黄色まで含めて100%ということではないんですよね。

例えば、体育の授業でだいたい取り入れているのが黄色なんですね。その下の緑色も100%なんだけれども、同じ100%でも、緑色と黄色を合わせた、トータルで100%ということではないんですよね。

●指導室長 資料の4ページにあります、上二つの学校質問紙の100%については、設定していた全ての児童に対して行なったという回答が100%ということになります。同様に4ページの一番下のグラフについてもそうです。

6ページの真ん中、黄色いグラフについては、これは、「だいたい取り入れている」という回答が100%ということで、「いつも取り入れている」ということではありません。この内容としては最後にその授業で学習したことを振り返る活動を「だいたい取り入れている」と回答した学校が3校ということになります。

●濱委員 例えば、3ページで100%となっているけれども、この100%というのは緑色と黄色を足したものということですか。

●指導室長           そのとおりです。

●田辺委員           先ほどの説明の中で、運動の傾向では、運動離れしている傾向にあるという説明でしたが、確かに小学校5年生ですか、それと中学校2年生、小学校5年生の女子がかなり上回っているようですが、ただ、これ、5年生、例えば、去年だけの数字を比較していますが、5年生が次の年なり、中学生になったときに、全国平均を上回っていたものが下回ってしまうとか、逆に上がってしまうという、そういう傾向を見ていくと、その運動が継続されてやっているのか、下回っていつているのかということ、考えられる、判断できるのかなと思うのですが。そういう経年の部分というのは、この中では出てこないのですが、どうなのでしょう。

●指導室長           体力テストは、学年ごとに毎年行なっていますので、今年度の5年生と昨年度の5年生を比較するというのは集団の統計比較としてはふさわしくないので、経年で見ていく必要があります。

毎年、各学校で行なっている体力テストの結果は、グラフ等にはしていないのですが、比較しながら見ておきますと、ある学年については、中学年、低学年から体力があるという傾向でいるところは、そのまま進んで行く傾向がありますが、中学生になるにしたがって、女子は下がっていく傾向があります。体を動かす機会が少なくなっているだろうというように推察されるのですが、特にこれをしたから、これをしていないから低下しているというようなことは、要因にまでは至らないのですが、運動が総体的に不足しているのだろうということについては、考えられるところではあります。

それと、体格等との比較というのは、直接、詳しくは



していないのですけれども、肥満傾向の割合が全国的に見ると厚岸町の場合は高いと、体重としてはですが、その部分が影響して、例えば、投力に影響しているだとか、瞬発力に影響しているというようなことは考えられます。

従いまして、そういった部分については、運動をまずしましょうという場を設定する。体を動かす機会を設けるということを通して、運動する時間を増やす。それから、それに伴って体育の授業などで筋力を付けたりということの両方から行なっていくとともに、食生活等についても、栄養指導等を通して気を付けるような働きかけが、今後、必要になってくるかなというようには考えております。

●教育長                   ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長                   なければ、これで報告第1号を終わります。

●教育長                   日程第6、議案第2号「教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補佐           ただ今上程いただきました、議案第2号「教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書について」、その提案理由と内容をご説明いたします。

なお、本日の説明につきましては、報告書の組み立てについて、ご説明させていただき、教育事務評価会議による評価の読み上げについては、事前配布しておりますことから、省略させていただきますことをご理解願いた

いと存じます。

別途お配りしている、別紙「教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書」をご覧ください。

この報告書の作成にあたっては、3名の委員の方々に事前に報告書をお配りし、本年度の評価会議につきましては、令和5年2月9日に書面にて開催し、評価をいただいております。

報告書1ページをご覧ください。

ローマ数字のⅠの「はじめに」であります。1として「点検及び評価の趣旨」であります。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、教育委員会は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されております。

厚岸町教育委員会におきましても、平成20年から作成しており、14回目となる今回は、令和3年度事業分の点検・評価となっております。

次に、2として「点検及び評価の対象」でございますが、令和3年度厚岸町教育行政執行方針、第6期厚岸町総合計画第2次実施計画及び令和3年度厚岸町一般会計予算に計上された教育費に関する事務事業としております。

次に3として、「点検及び評価の視点」でございますが、教育委員会会議の開催状況をはじめ、各種審議会等の活動状況、教育行政執行方針の検証及び予算執行状況について、妥当性や有効性の視点から事務の点検及び評価を行っております。

左ページの目次でございますように、ローマ数字Ⅱの「教育委員会の活動状況」については、2ページになり、3ページから、Ⅲの「教育委員会事務局の活動状況」となり、教育委員会事務局組織をはじめ、管理課、指導室、

生涯学習課、スポーツ課の各課における事務・事業について、23ページまでとなっております。

Ⅳの「学校評価の概要」につきましては、24ページから37ページまで。

Ⅴの「児童生徒の推移」につきましては、38ページ。

Ⅵの「教育事務評価の概要」につきましては、39ページから41ページまで。

Ⅶの「令和3年度教育行政執行方針検証表」につきましては、42ページから60ページまで。

Ⅷの「事務事業予算執行状況報告書」につきましては、61ページから76ページまでとなっております。

1ページにお戻りください。

4として、「学識経験者の知見の活用」でございますが、事務の点検・評価を行うにあたり、その客観性確保のため、教育に関し学識経験を有する方として、山田和弘氏、竹本和彦氏、玉井泰之氏の御三方に、ご意見やご助言をいただいております。

なお、その概要につきましては、報告書39ページから41ページに記載しております。

先ほども、申し上げましたとおり、今回、読み上げについては、省略させていただきますが、41ページでございます、教育行政全般への評価のみ、述べさせていただきます。

「教育委員会と各学校が一体となり、教育行政・学校運営にあたっていることを評価する。また、児童生徒数の減少傾向が危惧される昨今、各学校において課題を明確化し、その成果を学校運営に反映している点を評価する。そして、地域とともに各課題に対応し、特にふるさと教育や地域に根ざしたスポーツ振興などにおいて大きな成果を上げており、今後も大いに期待する。」との評価をいただいております。

以上、大変簡単な説明ではありますが、令和4年度、

厚岸町教育委員会の事務の管理及び執行状況にかかる点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書についてであります。

これから質疑を行います。

●濱委員 学校給食センターについてですが、放射性セシウムの検査を平成24年から行なってきましたが、これは、いつまで続けるものなのでしょうか。他の市町村などの現状はどのようになっているのでしょうか。

●給食センター所長 知る範囲では、釧路管内の自治体ではじめたところは、続けている傾向にあります。何年か前にこれからは必要無いのではないかという議論が、一度あったかと思うのですが、やはり、完全な食の安全というものが担保されない限り、やめることには繋がらないということで、現在も続けているところです。

他の動向等も注視しながら、これから考えていきたいと思えます。

●濱委員 町独自でやめることはできるのでしょうか。この検査に伴う職員の作業量を考えると、見直しや検査自体をやめるという判断もすべきかなと思うのですが。

●森脇委員 保護者の方と接していて、食の安全、安心という点から言うと、やはりこの検査の実施によって、安心を得ることは必要かなと思います。

●給食センター 国等の動向も気にしながら、今は、ホームページ等で

- 一所長 結果を公表しているところなので、それで安全・安心を、一応、保護者の方が感じられればということで、このまま進めますが、今後、必要がなくなるということはないと思われませんが、他の動向も注視しながら、検討していきたいと思います。
- 濱委員 予算の決算のところですが、小学校の感染対策と中学校の感染対策において、執行率が9.3%となっていますが、これは次年度に持ち越しということでしょうか。
- 管理課長 委員、おっしゃるとおり、国の補正予算でついた案件でありまして、次年度に繰越しということでございます。
- 教育長 ほかに質疑はありませんか。
- (ありません。の声)
- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。
- (はい。の声)
- 教育長 では、そのように決定いたします。
- 教育長 次に、議案第3号「厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。
- 管理課長 ただいま上程いただきました、議案第3号「厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。  
厚岸町学校運営協議会規則は、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律の規定に基づき、厚岸町立学校における学校運営協議会の設置等に関し、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正につきましては、協議会委員の身分を規定する引用法令の地方公務員法の改正を受け、関係条文を改正いたしたく、本案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書3ページをご覧ください。

議案第3号「厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第3号説明資料「厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表」にて、ご説明いたします。

地方公務員法において特別職を規定している第3条第3項の規定が細分化され、号番号の追加が行われたことから、厚岸町学校運営協議会規則第8条第4項の「委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする」を、「委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする」に改めるものであります。

なお、地方公務員法第3条第3項第2号で規定されている非常勤の内容は、「法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの」であります。

議案書3ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和5年3月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

す。

- 教育長 内容は、地方公務員法の改正により、委員の身分に関する引用条文が改正されたことに伴う、厚岸町学校運営協議会規則の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第4号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただいま上程いただきました、議案第4号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

当該要綱は、学校教育法に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒及び就学予定者の保護者に対して援助を行うための要保護及び準要保護児童生徒の認定及び認定者に対する就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正につきましては、援助対象者として「町内に住所を有する要保護者及び準要保護者」と既定してい

ますが、町外へ転居した後も住所を変更せず他市町村の私立学校へ区域外就学をする場合等が考えられ、町内での居住実態がない場合の児童生徒の取扱いについて明確化する必要があることから、関係条文を改めるものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書4ページをご覧ください。

議案第4号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」でございます。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第4号説明資料「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」にて、ご説明いたします。

援助対象者を規定している第3条の改正です。提案説明でも申し上げましたが、援助対象者は「町内に住所を有する」としていることから、実際は居住実態が無くても援助対象者となり得ることから、これを「町内に住所を有し、現にその住所から通学している」と改正することで、対象者を明確にしようとするものであります。

議案書4ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和5年3月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

#### ●教育長

内容は、援助対象者に関する要件内容を追加することに伴う、厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部改正についてであります。



これから質疑を行います。

●濱委員            今回の改正に該当する問題とか、事例だとか、具体的に発生したということでしょうか。

●管理課長           はい、相談者が現れたということであります。

●教育長            ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長            なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長            では、そのように決定いたします。

●教育長            次に、議案第5号「令和4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長           ただいま上程いただきました、議案第5号「令和4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

令和4年度厚岸町一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る教育費に関し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、厚岸町長に申し出いたしたく、本案を提出するものであります。

まずはじめに、教育費全体の歳入・歳出予算について、ご説明いたします。

議案第5号説明資料「令和4年度厚岸町一般会計補正

予算（教育費）事項別明細書」の1ページをご覧くださいます。

歳入であります。

15款使用料及び手数料から3ページの23款町債まで、12月補正後の予算額から、5,779千円減の176,026千円を計上しております。

次に歳出であります。5ページをご覧くださいます。

9款教育費、12月補正後の予算額から26,025千円減の536,500千円を計上しております。

詳細につきましては、各課からご説明いたしますが、3月補正予算に関しましては、計数整理が主な内容でありますので、それまでの予算や事業内容に大きな変更が生じた事業に絞ってご説明いたします。

それでは、私からは管理課所管部分についてご説明いたします。

1ページにお戻りください。歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育国庫補助金、2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、それぞれ1,350千円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に要する支出に対しての追加補助金で、1校あたり450千円が上乘せになったものです。詳しくは、歳出でご説明いたします。

同じく、3節中学校費補助金、424千円の減につきましては、本年度実施した厚岸中学校屋内運動場設備整備事業の事業費が減額になったことによる補助金の減額であります。

7節防衛施設周辺整備事業補助金、10,000千円の増につきましては、学校給食費の無償化に伴う財源として、防衛施設周辺整備調整交付金を活用しているもので、一旦基金に積み、次年度において無償化に伴う財源として取り崩し、充当するものであります。

続きまして、23款町債、1項町債、8目教育債、1節教育総務債、スクールバス整備事業債、1,000千円の減、同じく3節中学校債、厚岸中学校屋内運動場設備整備事業債、400千円の減、いずれも事業費確定に伴う起債借入額の減であります。

以上で歳入を終わります。

続きまして、歳出であります。5ページをご覧くださいます。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、060高等学校教育支援、2,232千円の減であります。翔洋高校生の通学バス定期券購入助成金利用者数の減によるものです。

続きまして、7ページをご覧くださいます。

080教育支援体制、1,464千円の減であります。障がいなど特別な支援を要する児童生徒が登校した際、看護師を学校に派遣するものですが、児童生徒の登校日数の減によるものです。

続きまして、4目教員住宅費、010教員住宅、1,272千円の増であります。教員住宅の老朽化に伴う修繕料の増で、屋根の塗装や換気扇交換などを行います。

続きまして、9ページをご覧くださいます。

6目スクールバス管理費、010スクールバス運行委託、1,563千円の減であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事や部活動の大会参加減少に伴い減額するものです。

続きまして、030スクールバス整備事業、1,058千円の減であります。床潭線の29人乗りスクールバスの更新で、当初10,518千円を計上していましたが、入札により9,460千円となったことによるものであります。

続きまして、2項小学校費、1目学校運営費、030厚岸小学校、628千円の減であります。主に電気料の減で、単価は上がったものの、こまめな節電に取り組み、電力

使用量が減少したことによるものです。

同じく、040真龍小学校、537千円の増であります。消耗品の保護者負担軽減分で429千円の減、これは対象者数の減によるもので、電気料946千円の増は、単価の値上げによるものです。

なお、050太田小学校、298千円の増につきましては、電気料の値上げが主な要因となります。

続きまして、2目学校管理費、010学校管理、1,423千円の増であります。施設老朽化に伴う修繕料で、玄関ドア修繕、温水器交換などを行います。

続きまして、15ページをご覧ください。

3目教育振興費、050要・準要保護児童就学援助等、3,313千円の減であります。対象者数の減及びオンライン学習に係る通信費助成の減によるものです。

続きまして、4目諸費、001小学校感染症対策、2,850千円の増であります。歳入でもご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策に要する支出に対しての追加補助事業が創設されたことから、小学校1校あたり950千円を増額し、感染症対策に要する消耗品や備品等を購入するものであります。翌年度、繰り越して行なうものであります。

続きまして、17ページをご覧ください。

3項中学校費、1目学校運営費、030厚岸中学校、1,378千円の増であります。主に燃料費及び電気料の増で、いずれも単価の値上げが主な要因であります。

同じく、050太田中学校、1,214千円の増につきましても、電気料の値上げによるものであります。

続きまして、2目学校管理費、010学校管理、419千円の増であります。施設老朽化に伴う修繕料678千円の増が、主な要因となります。

続きまして、19ページをご覧ください。

080厚岸中学校屋内運動場設備整備事業、810千円の減

であります。老朽化に伴い厚岸中学校体育館の電気暖房を温風暖房に更新したもので、入札により減額となったものであります。

続きまして、020中学校修学旅行費助成、768千円の減であります。対象者数及び単価の減によるものです。

続きまして、21ページをご覧ください。

040要・準要保護生徒就学援助費、2,461千円の減であります。対象者数の減及びオンライン学習に係る通信費助成の減によるものです。

続きまして、4目諸費、001中学校感染症対策、2,850千円の増であります。小学校費で説明した内容と同様で、中学校1校あたり950千円を増額し、感染症対策に要する消耗品や備品等を購入するものであります。

続きまして、37ページをご覧ください。

6項保健体育費、4目学校給食費、020学校給食センター、1,469千円の増であります。主に燃料の値上げに伴う燃料費の増、老朽化に伴う調理器具や設備の修繕料の増によるものです。

以上が、管理課に関する令和4年度補正予算要望の内容となりますが、今後、財政部局との調整や理事者査定により、予算額が変更になる場合があることをご了承願います。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●生涯学習課  
長

続きまして、私からは、生涯学習課が所管する事項について、ご説明いたします。

全体的に、執行額の確定等による計数整理が主なものとなっておりますので、事業内容に大きな変更が生じた事業に絞ってご説明させていただきます。

事項別明細書1ページをご覧ください。

歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、5節社会教育費補助金、5,624千円の減は、アイヌ政策推進交付金（文化財保護）について、「神岩チャシ跡竪穴群模型整備事業」が対象となる交付金で、模型の制作委託料の確定に伴う交付金の減であります。

続きまして、歳出であります。21ページをご覧ください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、1,398千円の減。主に、24ページ説明欄、040社会教育活動、220千円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響による通学合宿や研修会等の中止に伴う報償費や旅費等の減額であります。

050芸術文化、1,034千円の減は、主に補助金で、ほとんどの発表会や大会等が終了しましたが、現段階で申請が見込まれないことから、文化振興助成金、当初予算1,500千円のうち1,000千円を減額するものであります。残り500千円については、年度内に支出するものであります。

23ページの、2目生涯学習推進費、372千円の減。3目公民館運営費、145千円の減につきましては、26ページにわたり、いずれも説明欄記載のとおりで、執行額の確定による計数整理であります。

続きまして、25ページをご覧ください。

4目文化財保護費、7,678千円の減。主に、28ページ説明欄、030史跡国泰寺跡整備検討委員会、195千円の減は、委員会開催回数の減に伴う報償費と旅費の減であります。

085アクセシソウ試験栽培、419千円の減。チカラコタンに整備したアクセシソウの試験栽培地に看板を作成した際の実績に伴う印刷製本費の減額、295千円減と、試験栽培地の土壌分析等委託料、99千円の減が主なものとなっております。

100神岩チャシ跡堅穴群模型整備事業、7,030千円の減。昨年度、神岩チャシ跡堅穴群の測量調査等を行い、今年度は、模型の制作を行いました。当初予算、委託料、11,778千円に対し、実績で4,752千円となり、7,026千円を減額するものであります。

なお、財源内訳の国、5,624千円の減は、歳入で説明させていただいたアイヌ政策推進交付金と同額であります。

続きまして、27ページをご覧ください。

5目博物館運営費、181千円の増。4事業科目にわたりますが、いずれも28ページから30ページにかけて説明欄記載のとおりで、執行額の確定による計数整理であります。

続きまして、29ページをご覧ください。

6目情報館運営費、102千円の増。6事業科目にわたりますが、いずれも30ページから32ページにかけて説明欄記載のとおりで、執行額の確定による計数整理であります。

以上、簡単な説明であります。生涯学習課に関する令和4年度補正予算要望の内容となります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●スポーツ課  
長

続きまして、スポーツ課に関する補正予算について説明いたします。1ページにお戻り願います。歳入です。

15款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用中、2ページ上から4行目、新規で多目的屋内スポーツ施設使用料、20千円を計上しております。

22款諸収入、6項3目雑入、下から5行目、多目的屋内スポーツ施設開所式収入、30千円の新規計上は、昨年12月に施設の開所式を行った際に、釧路町村会から町村会の規程により30千円の収入があったことによる計上。

また、下のB & G全国指導者会記念総会助成金、33千円新規計上は、3年毎に東京都で開催される総会に参加したことによるB & G財団からの旅費助成の計上です。

次に、33ページをお開き願います。

2目社会体育費、補正額13,200千円の減額であります。主な減額は、多目的屋内スポーツ施設整備事業の事業費確定によるものであります。

34ページの説明欄、下段事業番号040、事業名スポーツ施設、需用費1,708千円の増は、灯油及び電気料の単価の高騰が主なものであります。

次に、36ページ、下段事業番号135、事業名多目的屋内スポーツ施設備品整備事業、336千円の増は、多目的屋内スポーツ施設内に監視カメラ4台を設置したことによるものです。

続いて、3目温水プール運営費、補正額267千円の増、事業名温水プール、38ページ、需用費修繕料、274千円の計上は、照明器具、電気室及び塩素管理装置の修繕であります。備品購入費施設用備品購入費、81千円は、2階トレーニング室の監視カメラの更新であります。

以上、スポーツ課に係わる補正予算の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、町議会第1回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申出についてであります。

これから質疑を行います。課ごとに区切って進めたいと思います。

●教育長

では、まず、管理課所管事項の部分について、何かありますか。



(ありません。の声)

●教育長 次に、生涯学習課所管事項の部分について、何かありますか。

●田辺委員 別紙資料の28ページの神岩チャシ竪穴群模型整備についてですが、かなり、大幅に事業費が下がったという結果ですね。これは、模型のグレードを下げたとか、そういう理由なのでしょうか。

●生涯学習課長 グレードですとか、品質等に変更はありませんが、実際の入札結果による減ということでございます。見積の段階では当初予算的な金額であがってきたものの、実際に制作にあたった入札の際には減額になったということでございます。

●教育長 次に、スポーツ課所管事項の部分について、何かありますか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり町長に申し出ることに決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第6号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課  
長

ただいま上程いただきました、議案第6号「議会の議決を得なければならない事件の申し出について」、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

内容は、「厚岸町海事記念館条例の一部を改正する条例の制定について」であり、令和5年厚岸町議会第1回定例会に提出いたしたく、厚岸町長に申し出るものであります。

海事記念館は、博物館法第18条の「公立博物館の設置に関する事項は、地方公共団体の条例で定めなければならない」との規定に基づき、条例を制定し設置しております。

今般、国において「博物館法」の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることから、厚岸町海事記念館条例においても、博物館法の規定の引用及び同法に則し定めている規定について改正を行うものであります。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第6号説明資料「厚岸町海事記念館条例の一部を改正する条例新旧対照表」により、ご説明申し上げます。

はじめに、第1条は、博物館の設置を条例で定めることが規定されている法第18条が削られるため、本条例の引用規定を削る改正であります。

第3条は、博物館の事業について規定されている法第3条に、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。」及び「学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。」が加えられることから、本条例においても海事記念館の事業に加え、号の繰り下げを行うものであります。

第5条は、協議会の設置について規定されている法第20条が法第23条に繰り下げとなるため、本条例における厚岸町海事記念館協議会の設置の法の引用規定を整理す

るものであります。

次に「附則」であります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、博物館法の改正に伴い、海事記念館の設置根拠及び事業内容を改める必要があることから、条例の一部改正議案の提案を町長に申し出ることについてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第7号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「厚岸町海事記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第9号「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。

本件、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は、令和5年4月1日より、生涯学習課とスポーツ課を統合することに伴う、組織の改正についてであることから、一括議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課  
長

ただいま上程いただきました、議案第7号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「厚岸町海事記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、それぞれ関連する内容でありますので一括提案とし、その提案理由と内容をご説明いたします。

今回、提案する内容は、急速な社会変化に伴う予測困難な時代においては、自己の人格を磨き、健康で生涯にわたって様々な学びを積み重ねていく人の育成が求められております。そのためには、社会的な課題に関する学習機会が提供され、個人の積極性・自発性・意思に基づく学習が持続的な活動として保証される環境づくりが強く求められており、生涯学習の重要性は一層高まっております。

また国のスポーツ施策も、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことを理念に掲げており、生涯学習社会を支える重要な領域のひとつであります。

これらの背景を受け、持続可能な生涯学習社会の実現を目指すため、芸術・文化・スポーツ等、様々な分野を共通課題として取り組むため、令和5年4月1日から生涯学習課にスポーツ課を統合することとし、組織機構の見直しに伴う関係規則等の改正を行うものであります。

はじめに、議案書7ページをお開きください。

議案第7号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

この規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、厚岸町教育委員会事務局の組織等が定められております。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第7

号説明資料「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表」により、ご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

はじめに、第2条は、事務局に置く課や室を定めたものでありますが、本改正により第1項第4号の「スポーツ課スポーツ係」を削り、第2項でスポーツ課の所属であった4施設を生涯学習課の所属とする改正であります。

また、第5条の別表は、各課、係の事務分掌を定めたものでありますが、スポーツ係に関する分掌事務については、組織の見直しに伴い、この別表から削り、他の館と同様に本規則ではなく別に定めるものであります。

次に、議案書9ページをお開きください。

議案第8号「厚岸町海事記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

この規則は、厚岸町海事記念館条例の施行に関し、必要な事項を定めたものであります。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第8号説明資料「厚岸町海事記念館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」により、ご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

はじめに、第1条は、不要な略称規程を削るものであります。

また、第3条は、海事記念館に置く係についてを定めたものでありますが、組織の見直しに伴い、「管理係」を「文化財係」に統合することから、規程の整理を行うものであります。

次に、議案書10ページをお開きください。

議案第9号「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第9号説明資料「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正

する訓令新旧対照表」により、ご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

第2条は、海事記念館の係毎の分掌事務を定めたものでありますが、先ほど議案第8号でご説明申し上げました、係の統合に伴う規程の整理であります。

基本的には、現行の二つの係の分掌事務を併せる形となりますが、係が一つになることから、現行の(1)管理係の「ケ 他係の主管に属さないこと」は削っております。

以上、議案第7号から第9号まで一括で説明させていただきましたが、いずれも施行日は令和5年4月1日でありますので、よろしくお願いたします。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

●教育長

内容は、生涯学習課とスポーツ課の統合による組織の改正に伴う、厚岸町教育委員会事務局処務規則、厚岸町海事記念館条例施行規則及び厚岸町海事記念館処務規程の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、本日、追加議案として配布されております、議案第13号「厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一

部を改正する規則の制定について」及び議案第14号「厚岸町B & G海洋センター処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。

本件は、先に審議いたしました、議案第7号、議案第8号及び議案第9号と同様、令和5年4月1日より、生涯学習課とスポーツ課を統合することに伴う、組織の改正についてであることから、一括議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課  
長

ただいま上程いただきました、議案第13号「厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。追加議案書1ページをお開きください。

厚岸町B & G海洋センター条例施行規則は、B & G海洋センター施設の使用を適正に管理運営するために必要な事項を規定しております。

説明につきましては、別に配布しております、厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表により説明いたしますので、ご覧願います。

内容は、生涯学習課とスポーツ課を統合するにあたり、スポーツ係を生涯学習課B & G海洋センターに配置することにより、「係の設置」として第2条に加えるもので、厚岸町B & G海洋センターにスポーツ係を置くと規定するものであります。

第2条第1項の改正は、「厚岸町B & G海洋センターに、所長を置く」を「海洋センターに、所長及び係長を置く」に改め、同条を第3条とするもので、以下第3条を第4条とし、第4条を第5条とし、第4条の2を第6条とし、第5条から第18条までを2条ずつ繰り下げるものであります。

次に4ページ下段、別記様式を引用している条番号も2条ずつ繰り下がることから、「別記様式第1号（第5

条、第7条関係)」を「別記様式第1号（第7条、第9条関係）」に改め、5ページ「別記様式第2号（第5条関係）」を「別記様式第2号（第7条関係）」に改め、「別記様式第3号（第5条、第7条関係）」を「別記様式第3号（第7条、第9条関係）」に改め、「別記様式第4号（第5条、第7条関係）」を「別記様式第4号（第7条、第9条関係）」に改め、「別記様式第5号（第5条関係）」を「別記様式第5号（第7条関係）」に改め、「別記様式第6号（第5条関係）」を「別記様式第6号（第7条関係）」に改め、「別記様式第7号（第10条関係）」を「別記様式第7号（第12条関係）」に改めるものであります。

続きまして、議案第14号「厚岸町B&G海洋センター処務規程の一部を改正する訓令について」、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

追加議案書3ページをお開きください。

厚岸町B&G海洋センター処務規程は、B&G海洋センターの職務及び職員の勤務時間等について適正に管理運営するため必要な事項を規定しております。

説明につきましては、別に配布しております、厚岸町B&G海洋センター処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表により説明いたしますので、ご覧願います。

内容は、生涯学習課とスポーツ課を統合するにあたり、スポーツ係を生涯学習課B&G海洋センターに配置することにより、事務の分掌を第2条に加えるもので、スポーツ係は、次の事務を分掌する。とするものであり、第1号は、社会体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。第2号は、スポーツ推進審議会に関すること。第3号は、スポーツの資料の収集及び提供に関すること。第4号は、体育（スポーツ及びレクリエーションを含む。）の普及及び指導、助言に関すること。第5号は、体育関係団体に関すること。第6号は、スポーツ振興助成に関



すること。第7号は、スポーツ推進委員に関すること。第8号は、宮園公園の管理及び占有に関すること。第9号は、学校体育施設の開放事業に関すること。第10号は、所管税外収入の調定、収納に関すること。第11号は、その他スポーツに関すること。とするものであります。

次に、第2条を加えたことで、第2条を第3条とし、第8条までを1条ずつ繰り下げるものであります。

次に、2ページ下段、別表及び別記様式を引用している条番号も1条ずつ繰り下がることから、「別表（第3条関係）」を「別表（第4条関係）」に改め、「別記様式（第6条関係）」を「別記様式（第7条関係）」に改めるものであります。

なお、いずれの施行日は、令和5年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第13号及び議案第14号についての提案理由とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、生涯学習課とスポーツ課の統合による組織の改正に伴う、「厚岸町B&G海洋センター条例施行規則」及び「厚岸町B&G海洋センター処務規程」の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長                   では、そのように決定いたします。

●教育長                   次に、議案第10号「令和5年度学校給食費の額の決定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●給食センター  
一所長                   ただ今、上程いただきました、議案第10号「令和5年度学校給食費の額の決定について」、その提案理由をご説明申し上げます。

                          前回の第1回定例教育委員会で諮問のありました、令和5年度学校給食費の額について、厚岸町学校給食センター管理条例第5条及び同条例施行規則第8条第1項の規定により、本案を提出するものであります。

                          議案12ページをお開き願います。

                          令和5年2月9日に開催された、令和4年度第2回厚岸町学校給食センター運営委員会から答申のあった令和5年度学校給食費の額は、小学校227円、中学校277円に決定いたしたいとする内容であります。

                          今後も引き続き食材の高騰が予想されますが、献立等の工夫をしながら、「安全・安心な給食」の提供に努めてまいります。

                          以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●教育長                   内容は、令和5年度の小中学校給食費の額を決定することについてであります。

                          これから質疑を行います。

                          (ありません。の声)

●教育長                   なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです

か。

(はい。の声)

- 教育長                   では、そのように決定いたします。
  
- 教育長                   次に、議案第11号「令和5年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。
  
- 管理課長補佐           ただ今上程いただきました、議案第11号「令和5年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」、その提案理由と内容について説明いたします。  
                                  議案書の14ページをご覧ください。  
                                  教育行政執行方針については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第2項第1号の規定により策定するため、今回、本案を提出するものであります。  
                                  では、別途お配りしている、議案第11号別紙「令和5年度教育行政執行方針」をご覧ください。  
                                  今回、お示しいたしました、令和5年度教育行政施行方針にありますとおり、厚岸町教育委員会では、時代や社会の変化に見合った組織へと一部見直しを図ることとし、芸術・文化、スポーツなど様々な分野を共通課題として取組むために、生涯学習課とスポーツ課を統合して、持続可能な生涯学習社会の実現を目指して、新たに「生涯学習課」となる予定であります。  
                                  この機構改革により、今回の教育行政執行方針の項目立ても、これまでの管理課・指導室所管事項、生涯学習課所管事項、そして、スポーツ課所管事項という、大きく3つの項目立てだったものから、2つの項目、具体的には、管理課・指導室所管事項と、そして、これまでのスポーツ課の所管事項を統合した形での、生涯学習課所

管事項という、2つの項目立てとなっております。

なお、全文の読み上げにつきましては、事前配布しておりますことから、省略させていただきますことをご理解願います。

「教育行政執行方針」につきましては、教育委員会が所管する政策及び計画などにもとづいて策定するとともに、「厚岸町教育大綱」に示された四つの基本方針の実現に向け、具体的な取り組みを展開してまいります。他に関係法令や令和4年度の教育行政執行方針の検証をも踏まえ、施策を推進してまいります。

以上、大変簡単な説明であります。令和5年度教育行政執行方針の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、令和5年度の教育行政執行方針についてであります。

これから質疑を行います。

●濱委員 全体的にわかりやすい言葉で書かれてあって、すごくわかりやすかったのですが、別紙「令和5年度教育行政執行方針」の3ページですが、唯一、ここの「援助希求的態度」、この文言が理解してもらえるのかなと思ったんです。わかりにくいかなと。

●指導室長 「援助希求的態度」という言葉ですが、ここ数年来、非常に多く使われている用語でして、要するに子どもが助けてくれと、手を挙げる、声を出すということが出来るような態度を養っていきましょうということなので、今後、ますますこの言葉を用いて説明されることが多くなるであろうと予測しております。この言葉を敢えて使ったところではありますが、学校については、この言

葉についての理解は十分されているものと思っておりますので、実際に子どもに指導する場面においては、「援助希求的態度」という言葉では特段用いることなく、「すぐ人に知らせる」ですとか、「友達に話す」ですとか、そういった具体的なものに拠って指導されているものと考えております。

●濱委員

この教育行政執行方針は、町議会議員の方や町民の皆さんがわかるように、こういう方針で教育をやりますよという、特に町民みんなが理解できないような言葉を使ってしまうと、ちょっとぱっと頭で変換されないというか、イメージがない言葉だと思うんですね。だから、もう少しわかりやすくというか、子どもたちが助けを求めやすいようにするですとか、そういうわかりやすい感じの言い回しってできないものかなと思ったものですから。

読み上げなど、発言で聞いている状態では、思い浮かびにくいというか、イメージしにくいというか。注釈がある文章なら、いいのでしょうけど、その辺、いかがでしょうか。

●管理課長

文言の関係でございますが、確かに委員のおっしゃるとおり、なかなか聞き慣れない言葉であります。ここの部分、委員のご指摘を受けて、厚岸町の広報誌4月号に教育行政執行方針の全文が掲載されますので、その際に、注釈を入れるような形で、町民の皆さんにはわかりやすい形で取り扱いさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

●濱委員

わかりました。

●田辺委員

別紙4ページの中に、「情報モラル教育の充実」とい

う文がありますが、まさにこの通りだなと思います。

今、社会的に回転寿司チェーン店での問題、SNSの発信という部分において、迷惑行為そのものが一番悪いことなのは当然なのですが、いわゆるSNSの使い方によって、大きな損害を与えるのはもちろんですが、情報を発信した本人が軽い気持ちで発信してしまったら、一生を棒に振ってしまうような、その辺の危険性、危なさという点を十分理解させなければ、今後、ますます起きてくるのかなと。ましてや、学校にも行けなくなるような状態にある中学生もいるという話も聞いています。

先ほどの議案にもありました教育事務点検・評価報告書の中にもありましたが、学校では、ネットパトロールですか、月1回、2回とやっていますよね。この辺、かなり、注意して危険性という部分は、今の社会、誰でも簡単にSNSで投稿できるような時代ですので、その辺の指導というのは、相当強くしていけないといけないのかなと感じたものですから、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ●指導室長

情報モラル教育の啓発も含めて、指導につきましては、これまでも機会あるごとに指導を行なっているものがあります。授業の中で情報モラル教育といいますか、SNS等の被害について、個人情報をこういった場面でも個人情報が漏れることがあるという事例も多く取扱いながら啓発をしているところです。

なかには、子どもが想像もつかないような、例えば、近所の自動販売機の写真を撮っただけで、拡大したら実はどこに設置している自動販売機であるということから住所が特定されたというような事案も含めて、情報提供したりしております。

それから、不用意に動画をあげたり、そういったことはしないということも、もちろん個人情報を記載しない

とか、そういったものについては、繰り返し指導をしていくということを行なっております。

今後も、事件がある度というわけではありませんが、折に触れ指導を行なっていく必要があると思います。やってしまったら、自分も被害者になるというような表現が適切かどうかはわかりませんが、とにかく、そういったことを、いたずらを、面白半分であったとしても、ネット上にあげたりしないということがまずもって必要な指導であると考えております。

●田辺委員            よろしくお願いします。

●成澤委員            別紙10ページの上の方ですが、少年団の送迎についてなんですが、「町外の大会への送迎も行なってまいります」とあるのですが、小学校における少年団活動の大会については、送迎を行なってもらえるということでしょうか。

●スポーツ課長            スポーツバスについては、令和2年度から運行しております。その時、少年団と調整させていただいた中で、まず町内に限って送迎させていただく。というのは、運転手が高齢もあり、釧路等町外となる長距離運転に慣れていないということも考慮し、ご理解願いました。

そして、昨年8月にある少年団の方から、町外の大会への送迎の要望がありまして、スポーツ課でも検討させていただき、町外の大会についても送迎するということとしました。基本的には、少年団は保護者が町外の大会に送るということを基本として行なっております。

今、言いましたとおり、要望がありましたので、すでにおこなっているところですが、まだ、一件も要望はありません。4月以降は広く、すでにもうPRはしておりますが、町外の大会につきましても、このように努めて

まいります。ただし、中学校は、我々が行くだけ、送りだけです。帰りは、保護者の方が迎えに行き、保護者の方が連れて帰って来て下さいという取り決めをさせていただいて行なおうと思っております。

●成澤委員           それは、大会に限ってのことでしょうか。練習試合は保護者が送迎ということですか。

●スポーツ課長           あくまで大会に限ってです。練習試合は保護者の方でと考えております。

●成澤委員           保護者の送迎が負担になって少年団に入らないという保護者も以前いらっしゃったので、そういう点からも大分楽になってきているのかなと思って、よかったです。

●教育長               ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長               なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長               では、そのように決定いたします。

●教育長               次に、議案第12号「令和5年度厚岸町一般会計予算（教育費）の申出について」を議題といたします。

なお、生涯学習課予算中、現在のスポーツ課所管の予算内容のものについては、スポーツ課において説明願います。

では、職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いし



ます。

●管理課長

ただいま上程いただきました、議案第12号「令和5年度厚岸町一般会計予算（教育費）の申出について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

令和5年度厚岸町一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る教育費に関し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、厚岸町長に申し出いたしたく、本案を提出するものであります。

まずはじめに、教育費全体の歳入・歳出予算について、ご説明いたします。

議案第12号説明資料「令和5年度厚岸町一般会計予算（教育費）事項別明細書」の1ページをご覧ください。

歳入であります。

15款使用料及び手数料から23款町債まで、令和4年度当初予算額から8,820千円増の21,977千円を計上しております。

次に歳出であります。5ページをご覧ください。

5款農林水産業費、全国豊かな海づくり大会推進事業費に、教育委員会所管分として2,547千円を計上しております。

続きまして、9ページをご覧ください。

9款教育費、令和4年度当初予算額から127,761千円減の396,831千円を計上しております。

詳細につきましては、各課からご説明いたします。

それでは、私からは管理課所管部分についてご説明いたしますが、令和4年度当初予算と比べ、金額が大きく増減した事業及び内容に変更が生じた事業に絞ってご説明いたします。

1ページにお戻りください。歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育国庫補助金、1節教育総務費補助金、公立学校情報機器整備費補

助金、772千円。令和4年度当初予算額と比較して697千円の減であります。補助上限額の引き下げによるものです。

同じく、2節小学校費補助金、地域スポーツクラブ活動体制、146千円、新規計上であります。

令和5年度から段階的に休日の部活動を地域に移行することから、関係者による協議会を設置し、検討するために要する経費に対する補助金で、詳しくは歳出でご説明いたします。

続きまして、17款道支出金、2項道補助金、8目教育費道補助金、地域スポーツクラブ活動体制、146千円、新規計上であります。内容は、国庫補助金で説明したとおりです。

続きまして、3ページをご覧ください。

23款1項町債、8目教育債、1節教育総務債、スクールバス整備事業債、8,000千円、新規計上であります。太田線スクールバス更新に伴う財源として、国庫補助金3,750千円の充当した残りに辺地債を充当するものです。

続きまして、歳出であります。11ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、030部活動地域移行検討協議会、455千円、新規計上であります。若干、歳入でご説明いたしましたが、国は生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動の環境と、学校の働き方改革の両立を実現するため、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域に移行する方向性を示しております。当町におきましても、部活動の地域移行は直近の課題であり、この問題を検討するため、関係者等による協議会を設置し、議論、検討していこうとするものです。

令和5年度におきましては、協議会における委員謝礼のほか、生徒や保護者に対するアンケート実施に係る費用を計上しております。

続きまして、150厚岸翔洋高等学校 I C T 学習支援事業、2,266千円で、令和4年度当初予算額と比較して466千円の増であります。1人1台のコンピュータ授業にあたり、町が端末を購入し、生徒に貸与するもので、令和4年度は40台を購入し、令和5年度におきましても40台購入する費用を計上いたしました。増額分は、近年の半導体不足や円高による物価高騰の影響によるものです。

続きまして、13ページをご覧ください。

040町立教育研究所、1,761千円で、令和4年度当初予算と比較し1,642千円の減であります。3年ごとに改訂しています社会科副読本「あつけし」ですが、令和4年度に改訂したことから、印刷製本費が減少したことによるものです。

続きまして、080外国青年招致、2,425千円で、令和4年度当初予算と比較し1,977千円の増であります。令和5年度に、現在の外国語指導助手2人が任期満了となることに伴う渡航費用と、新しく招致する外国語指導助手2人に係る費用の増であります。

続きまして、17ページをご覧ください。

020住宅供給公社教職員住宅譲渡償還金、958千円で、令和4年度当初予算と比較して4,606千円の減であります。平成10年度に取得した、宮園地区教員住宅の償還が終了することに伴う減であります。

続きまして、6目スクールバス管理費、010スクールバス運行委託29,441千円で、令和4年度当初予算と比較して678千円の増であります。行事や部活等に対応する便数減少により時間数は減少となりますが、1時間あたりの委託料単価を見直したことによる増であります。

続きまして、19ページをご覧ください。

030スクールバス整備事業、11,772千円で、令和4年度当初予算と比較して1,141千円の増であります。令和4年度に引き続きスクールバスを更新するもので、令和

5年度は太田線の29人スクールバスを更新いたします。

続きまして、2項小学校費、1目学校運営費、030厚岸小学校、12,999千円で、令和4年度当初予算と比較して2,834千円の増であります。主に光熱水費の増で、電気料の値上げによるものです。

続きまして、040真龍小学校16,035千円で、令和4年度当初予算と比較して2,494千円の増であります。主に光熱水費の増で、電気料の値上げによるものです。

続きまして、21ページをご覧ください。

050太田小学校、4,166千円で、令和4年度当初予算と比較して406千円の増であります。主に光熱水費の増で、電気料の値上げによるものです。

続きまして、25ページをご覧ください。

2目学校管理費、100厚岸小学校遊具整備事業、1,962千円、新規計上であります。老朽化に伴い、校庭に設置してある遊具の更新及び補修を行うものです。

続きまして、3目教育振興費、030学校給食費支援、14,065千円で、令和4年度当初予算と比較して419千円の増であります。

1食あたりの給食費の額を、212円から227円に増額したことによる助成金の増によるものです。

続きまして、050要・準要保護児童就学援助等、7,094千円で、令和4年度当初予算と比較して1,997千円の減であります。対象児童数の減が主な要因となります。

続きまして、27ページをご覧ください。

3項中学校費、1目学校運営費、030厚岸中学校、12,430千円で、令和4年度当初予算と比較して427千円の増であります。体育館の暖房を灯油暖房に切り替えたことによる、燃料費の増によるものです。

続きまして、29ページをご覧ください。

050太田中学校、7,924千円で、令和4年度当初予算と比較して2,241千円の増であります。主に光熱水費の増

で、電気料の値上げによるものです。

続きまして、31ページをご覧ください。

2目学校管理費、110公務補用車両整備事業、2,387千円で、新規計上であります。公務補が作業用に使用するトラックの、老朽化に伴う更新を行うものです。

続きまして、33ページをご覧ください。

120真龍中学校屋内運動場整備事業、7,436千円で、新規計上であります。体育館床面の経年劣化に伴い危険があることから、凸凹の改修や再塗装を行うものです。

続きまして、33ページをご覧ください。

3目教育振興費、030学校給食費支援、8,576千円で、令和4年度当初予算と比較して560千円の減であります。1食当たりの給食費の額を、261円から277円に増額しましたが、生徒数の減少により、減となったものです。

続きまして、61ページをご覧ください。

6項保健体育費、4目学校給食費、020学校給食センター、30,452千円で、令和4年度当初予算と比較して1,955千円の増です。主に燃料費と光熱水費の値上げによるものです。

以上が、管理課に関する令和5年度予算要望の内容となりますが、今後、財政部局との調整や理事者査定により、予算額が変更になる場合があることをご了承願います。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●生涯学習課  
長

続きまして、私からは、生涯学習課が所管する事項について、ご説明いたします。

新規事業や前年度との違いや事業費の大きいものに絞ってご説明させていただきます。

事項別明細書1ページをご覧ください。

歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、5節社会教育費補助金、説明欄、アイヌ政策推進交付金（博物館運営）、408千円は、海事記念館の天体望遠鏡の購入に充当するもので、事業費510千円に対し助成率8割となっております。

次に、アイヌ政策推進交付金（文化財保護）1,190千円は、厚岸かぐらので使用する道具の購入に充当するもので、事業費1,489千円に対し助成率8割となっております。

7節防衛施設周辺整備事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、6,300千円のうち、2,300千円については、情報館コンピューター実習室のパソコン端末のオペレーションシステムのサポート終了のため、デスクトップパソコン8台の新規購入に対する交付金であります。

5ページをご覧ください。

歳出であります。

5款農林水産業費、3項水産業費、7目全国豊かな海づくり大会推進事業。説明欄、040記念講演会・上映会、2,547千円、新規計上。令和5年9月に本町で開催される、全国豊かな海づくり大会北海道大会の関連行事として、情報館が主催となって、水中写真家である中村征夫氏による講演会や写真展を企画するほか、さかなクンをモチーフにした映画「さかなのこ」の上映会を開催するための経費であります。

35ページをご覧ください。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、6,175千円、前年比551千円の増。詳細については、記載のとおりでございます。

次に、37ページ、2目生涯学習推進費、3,161千円、前年比120千円の増。説明欄のとおりでございます。

次に、39ページ、3目公民館運営費、3,131千円、前年比273千円の増。これについても、記載のとおりでござ

ざいます。

次に、41ページ、4目文化財保護費、5,358千円、前年比10,457千円の減。大幅な減額の理由は、前年度あった神岩チャシ跡竪穴群模型整備事業、11,975千円が終了したこと、加えて令和5年度は、新たに厚岸かぐら伝承用備品整備事業、1,489千円の新規計上によるものであります。次に、085アッケシソウ保護育成、2,598千円、令和3年度に整備した造成地で令和4年度に試験栽培を実施し、令和5年度は2年目の試験栽培等に係る費用で、主に土壌分析等の委託料、2,200千円などの計上。110厚岸かぐら伝承用備品整備事業、1,489千円、新規計上。町の無形文化財である厚岸かぐら伝承用の道具が経年劣化により状態不良となってきたことから、歳入で説明したアイヌ政策推進交付金、1,190千円を活用し、太鼓や鼓、剣などを購入する費用の計上。

次に43ページ、5目博物館運営費、8,384千円、前年比901千円の増。020海事記念館、7,859千円、海事記念館の運営及び管理、各種事業に係る経費の計上。46ページにわたり、説明欄記載のとおりであります。なお、歳入でご説明申し上げました、アイヌ政策推進交付金、408千円が充当されております。

次に、47ページ、6目情報館運営費、34,737千円、前年比6,761千円の増。大幅な増額の理由は、情報館内のテーブル補修、1,160千円、電子書籍の情報使用料、2,027千円、図書管理システム整備、1,743千円、コンピューター実習室のコンピューターの更新、2,641千円などの、計上によるものであります。090情報館図書管理システム整備事業、1,743千円、情報館の資料管理やインターネットサービス、館内での検索など、全般にわたるサーバーのオペレーションシステムのサポートが終了することから、更新整備に係る費用の計上。100情報館備品整備事業、2,641千円、情報館コンピューター実習

室パソコン端末のオペレーションシステムのサポート終了のため、デスクトップパソコン8台の新規購入費用の計上。歳入でご説明いたしました、特定防衛施設周辺整備調整交付金、2,300千円を充当する予定となっております。

以上、簡単な説明であります。生涯学習課に関する令和5年度予算要望の内容となります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●スポーツ課  
長

続きまして、スポーツ係及び温水プールについて、新規計上に限りご説明いたします。

1 ページにお戻り願います。歳入です。

15款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用中、2ページ上から4行目、多目的屋内スポーツ施設使用料、130千円を計上しております。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、7節防衛施設周辺整備事業補助金（社会体育）、6,300千円中、4,000千円は、宮園公園車両整備事業に充当される交付金です。

次に53ページ、歳出でございます。

2目社会体育費、予算額30,928千円、前年比126,201千円の減。主な減は、令和4年度予算では、多目的屋内スポーツ施設整備事業を計上したことによるものです。

事業別に説明いたします。

56ページ中段、事業番号040、事業名スポーツ施設、委託料中、下から5行目、片無去地区体育館管理業務委託料、60千円、新規計上であります。スポーツ課が所管する片無去地区体育館は、ここ数年利用が全くない状況が続いておりましたが、昨年8月に町内のスケードボード愛好者から、スケートボードパークの整備要望があり、代替施設として昨年9月から片無去地区体育館の使



用を許可しておりました。三カ年実施計画でスケードボードパーク整備事業を要望しましたが却下となり、4月以降も継続して片無去地区体育館を使用することとなったことから、施設の管理等を行う管理人を配置する予算の計上であります。

58ページ中段、事業番号050、事業名スポーツ振興、報償費謝礼金、181千円中、新規計上として、カヌーなどを行う海洋クラブの指導を補助いただく指導員の報酬51千円を計上しております。

次に、下段の宮園公園車両整備事業、4,547千円、新規計上、宮園公園内の維持管理等で使用するトラックの更新に係る経費の計上であります。

次に、59ページ、3目温水プール運営費、17,012千円、前年比2,486千円の増、主な増は燃料及び電気料の高騰によるものでございます。

以上、令和5年度スポーツ係及び温水プールの予算要望の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●教育長                   内容は、町議会第1回定例会に提出される教育費に係る予算の町長への申出についてであります。

これから質疑を行います。課ごとに区切って進めたいと思います。

●教育長                   では、まず、管理課所管事項の部分について、何かありますか。

●森脇委員               真龍中学校と厚岸中学校とで、光熱水費の補正額にばらつきがあるのですが、学校ごとに支出が嵩んだり、そうでなかったりしているのでしょうか。

●管理課長 光熱水費や燃料費関係は、各学校でばらつきがございます。

数字の根拠としましては、当初予算と今年度の見込みで比較している関係上、当初予算が例えば財政部局で圧縮されたものと、今年度の見込み額によっては、大きな開きが出て、大幅な増額補正ということになります。ですので、各学校の使用状況の違いがそのまま、補正額に反映されてくるとは一概に言えない部分があります。

ただし、全ての学校において、電気料並びに燃料代、これについてはかなりの数字が値上げしております。実際のところ、当初予算でも載せておりますが、この段階でもすでに財政部局との協議の中では数字が削られておりますので、おそらく4月以降の補正予算の中で、また、燃料費が足りないというような、補正予算が必要になってくるかなと思っております。

●濱委員 別紙12ページの部活動の地域移行検討協議会というのを新たに作ると思うのですが、具体的にはどういう感じになりそうなのでしょうか。

●管理課長 国は、令和7年度では、部活の、特に土日の地域移行、すなわち学校の先生が部活動を教えるのではなくて、大きく言いますと、地域の知識なりを持った方々に指導者になっていただき、まずは土日から進めていきたいと思いますという方向性を出しております。

町におきましては、令和5年度から、まずはこの協議会というものを設置いたしまして、こちらにつきましては、もちろん、関係者、保護者、部活動の代表者の方々等々を委員に任命いたしまして、どのような形で厚岸町において部活動を地域に移行していったらよいのかというところの議論をまずはじめます。かつ、実際、中学生や保護者の方々に対してのアンケート調査を実施して、

町民の皆さんの意向を確認するというようなところから、まずはじめていきたいと考えております。

ですので、令和5年度からいきなり、土日の部活動が地域移行になりますよということではなく、まずは協議会を立ち上げまして、そこで議論を始めていく、そのファーストステップであるというようなところで捉えていただければよろしいかと思えます。

●教育長                   ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長                   次に、生涯学習課所管事項の部分について、何かありますか。

●田辺委員               情報館の関係なのですが、今回、電子図書の関係が計上されていますが、今年度から実施したということですよ。需要がどれくらいあるのかなという点、教えていただければと思うのですが。

●情報館長               電子図書館の利用状況であります。昨年、11月から開設いたしまして、アクセスした利用人数ですが、月当たり、実際に電子図書館に来た人はだいたい70人から100人の間です。11月当初は316人のアクセスがあり、貸出点数は30冊から100冊の間で、少しずつ実は減っている状況にあります。情報館で操作の講座も開催しまして、89人が参加したのですが、1月ですと30人弱くらい程度になっております。

●田辺委員               それなりに利用されていると理解しております。それで提案なのですが、次回の教育委員会の事務点検・評価報告書の中で、情報館の利用状況として、入館者数、利

利用者数、利用冊数のデータが掲載されているのですが、今、説明のあった電子図書館関係と言いますか、そのデータも実状がわかるように掲載して行った方がいいのではないかと思ったものですから。その点、よろしく願いしたいと思います。

- 生涯学習課長 電子図書館の関係でございますが、利用状況は、今、情報館長から申し上げましたとおりでありますし、利用状況等につきましては、当然、次回以降の事務点検・評価報告書の評価対象として、皆様にお知らせしたいと思っております。

まずもって、電子図書館の利用状況がちょっと下がっているような状況にあります。いろいろな媒体を使いまして、電子図書館があるということをあらゆる機会を捉えてご紹介しながら、利用していただけるよう、周知してまいります。

- 教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

- 教育長 次に、スポーツ課所管事項の部分について、何かありますか。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり町長に申し出ることに決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、本日、追加議案として配布されております、非公開事件の議案第15号「懲戒処分の内申について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、追加議案第15号「懲戒処分の内申について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

【非公開案件により、削除する】

以上、簡単な説明ですが、追加議案第15号「懲戒処分の内申について」の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、学校職員の懲戒処分について、任命権者である北海道教育委員会へ懲戒処分に関する内申を行うことについてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第2回教育委員会を閉会します。